

『とっとり市報』が4月から、月1回の発行になります

次号は、「とっとり市報」4月号をお届けします



本市では、市民のみなさんに必要な情報をお伝えするために、従来から広報紙「とっとり市報」を活用してきました。このたび、ケーブルテレビ網の整備により「こんにちは鳥取市です」などの本市提供番組が市内全域で視聴可能となったこと、「市報」配布のご負担などを考慮し、「市報」の発行を月1回とすることとしました。

発行にあたっては、紙面構成などを調整し必要な情報量を確保することで市政情報を確実にお伝えするとともに、発行間隔が長くなることで、情報の「鮮度」が低下しないよう、ケーブルテレビのほか新聞広告、テレビ・ラジオスポット、コミュニティFMなどを活用しながら、より効果的な地域情報の発信に努めます。

なお、合併地域で月1回発行している「支所だより」については、これまで毎月15日の発行としていたものを、4月以降、市報（従来の1日号）とともにお届けします。

■問い合わせ先 市役所本庁舎秘書課広報室
☎ (0857) 20-3159

『行政サービスコーナー』の名称が『市民課証明コーナー』に変わります

市役所本庁舎1階に設置している「行政サービスコーナー」の名称を4月1日から「市民課証明コーナー」に変更します。業務内容に変更はありません。

土・日も開所！平日は、午後7時まで

開所時間 ▷平日 午前8時30分～午後7時

※毎月最終水曜日は、電算処理などのため午後5時15分まで

▷土・日曜日・振替休日 午前8時30分～午後5時15分

閉所日 祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

みなさんがよく利用される各種証明書を発行

主な業務内容

▷住民票および戸籍などに関する証明書の発行（戸籍・除籍・改製原戸籍の謄・抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書、住民票の写し、記載事項証明、外国人登録原票記載事項証明）

▷税証明書の発行（所得・資産・納税の各証明）※車検用は除く

▷印鑑登録、登録証の再交付および印鑑証明書の発行など

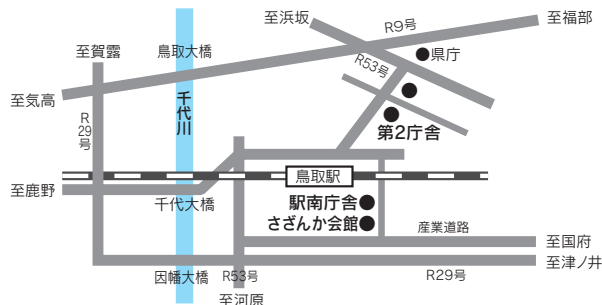
▷住民異動届の受理（転入・転出・転居届など）

※平日の午後5時15分から午後7時および土・日曜日・振替休日に、住民異動届（転入・転居など）をされた場合、台帳への記載作業のため、下記の手続きは翌開庁日以降にお願いします。

- 住民票や戸籍の附票の写しの発行
- 印鑑登録及び印鑑証明書の発行
- 住民票の記載事項証明など

各種証明書の郵便請求

窓口の業務時間内に来庁できない場合には、各種証明書を郵便で請求すると便利です。必要事項を記入した申請書、本人確認書類の写し、手数料相当額の郵便定額小為替、切手を貼付した返信用封筒を同封し、市民課に郵送することにより入手できます。ただし、印鑑登録証明書と外国人登録原票記載事項証明書については郵便での請求は受け付けておりませんのでご了承ください。詳しい郵便請求の方法については、市役所駅南庁舎市民課☎(0857)20-3491にお問い合わせください。



また、住民異動届に関連する各種手続きは、次の窓口で行っていただきます。

業務内容	担当課(駅南庁舎窓口番号)
国民健康保険	駅南庁舎保険年金課 (17番)
国民年金	〃 〃 (18番)
老人医療	〃 〃 (19番)
特別医療(5歳未満児・ひとり親・特定疾病)	〃 〃 (20番)
児童手当・児童扶養手当	〃 児童家庭課 (21番)
介護保険	〃 高齢社会課 (24番)
障害者に関すること	〃 生活福祉課 (25番)
住民基本台帳カード	〃 市民課 (8番)
法定予防接種(13歳未満の転入者のみ)	中央保健センター(さざんか会館4階)
小中学校転校手続き	学校教育課(第2庁舎3階)

■問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民課
☎ (0857) 20-3492